

物件住所		盛岡市東新庄									
登録日					登録期限（登録日から2か年）						
令和8年7月22日					令和10年7月21日						
分類	■建物	種別	■売却	希望価格	応相談 万円		全国版空き家バンクへの登録				
							■有 □無				
	■土地		□賃貸	家賃	円／月		敷金	円			
						礼金	円				
物件の概要											
面積	敷地	167.43 m ² (50.74 坪)		設備状況	電気	メーター □有 (不明 A) □無					
	建物	1階	81.15 m ² (24.59 坪)		ガス	□プロパン □都市 □IH					
		2階	33.12 m ² (10.04 坪)		給湯器	□ガス ■灯油 □電気					
		計	114.27 m ² (34.63 坪)		水道	■上水道 □簡易水道					
					下水道	■下水道 □浄化槽 □汲取り					
構造	■木造 □軽量鉄筋造 □鉄筋コンクリート造 □その他 ()			トイレ	□洋便器 □和便器						
建築年	1973年1月20日 築53年			駐車場	■有 □無 駐車スペース 1台						
間取り	形態	不明			庭	□有 ■無					
					物置	■有 □無					
					その他	不明部分多数あり。					
					道路からの段差	□有 ■無					
					利用状況	□放置 ()年 □別荘 ■その他（適正管理）					
最寄りの主要施設等までの距離											
山岸駅（JR）		2 km		盛岡市立山王小学校		1 km		バス停 新庄		0.4 km	
盛岡市本庁舎		1.9 km		盛岡市立城東中学校		0.3 km		マルイチ中ノ橋通店		1.4 km	
岩手県立中央病院		2.9 km		加賀野交番		0.9 km				km	
特記事項											
・用途地域：第一種低層住居専用地域（建ぺい率40％、容積率80％） ・景観計画区域：景観形成地域（市街地景観地域） ・立地適正化計画：居住誘導区域外（一般居住区域） ・母屋1階北側に設置されている排気筒が隣地に越境している可能性があるため、敷地境界を確認の上で是正が必要となる場合あり。 ・確認台帳において検査済証の交付を受けていることが確認できないため、建築基準法第7条の規定に違反している。 ・母屋2階ベランダの屋根について、法第22条の規定に適合しているか確認を要する。 ・現況の用途地域は第一種低層住居専用地域であり、法第54条の規定により外壁後退が必要となるが、建築時の用途地域指定が住居専用地区（後退規定なし）であったことから後退距離が確保されていない。 ・検査済証の交付を受けていないことから、以後の建築行為に際して法第12条第5項に規定する報告を求められる又は是正を命じられる場合がある。また、増築等に際して、法第53条及び第54条等の規定の遡及適用を受ける場合があることに留意する必要がある。											
記録年月日											
受付日		令和8年4月27日			現地確認日		令和8年5月19日				
登録変更日					変更概要						
登録変更日					変更概要						
登録変更日					変更概要						

※ 登録内容については概要を記しておりますので、詳細な内容について、必ず所有者又は仲介業者に確認してください。

間取り図

確認中

現況写真

